

虐待防止・身体拘束適正化の指針

令和4年4月1日制定

株式会社メディアス

(事業所における虐待防止及び身体拘束の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 株式会社メディアス（以下「事業者」という。）が運営する児童発達支援・放課後等デイサービスまあぶる及びまあぶるキッズ（以下「事業所」という。）は、障害者虐待防止法等に基づき、虐待防止及び身体拘束等の適正化を推進し、利用者の安全と人権を擁護するとともに利用者に寄り添った支援を提供していくことを目的としてこの指針を定めます。

(虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項)

第2条 事業者は、虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

また、委員会は虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の一体的な運用とする。

2 委員会は、年1回以上定期的に開催し次のことを検討・協議する。

(1) 虐待の未然防止のために就業規則及び虐待防止対応規程を確認し、必要に応じて見直す

(2) 発生した虐待や身体拘束を検証し、虐待の再発防止策の検討及び身体拘束の適切な手続き・方法で行われているかを確認する

(3) 各事業所の年間研修計画に沿った研修及び必要な教育の実施状況を確認する

3 管理者は、次のことを検討・協議する。

(1) 各事業所の年間研修計画に沿って研修及び必要な教育を実施する

(2) 日常的な支援について利用者の人権を尊重した適切な支援が行われているかを確認する

(3) 虐待・身体拘束等の兆候がある場合には、慎重に調査し検討及び対策を講じる

(4) 虐待が発生した場合、その原因を分析し再発防止策を検討して実施する

(5) 身体拘束が発生した場合、適切な手続き・方法で行われたかどうか確認する

(職員研修に関する基本方針)

第3条 事業者は、各事業所の年間研修計画に沿って虐待防止、身体拘束、権利擁護、アンガーマネジメント、メンタルヘルス等に関する研修を実施、参加する。

(1) 新規採用者については、入職時に研修を実施する

(2) 管理者・他の職員については、年1回以上研修を実施する

(事業所内で発生した虐待の対応及び報告方法等の方策に関する基本方針)

第4条 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職に周知します。

6 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(事業所内で発生した身体拘束等の対応及び報告方法等の方策に関する基本方針)

第5条 利用者本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

・緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の 3 要素全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

・要素を検討・確認したうえで身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、機関等について検討し、利用者本人、家族に対する説明書を作成します。

(2) 利用者本人や家族に対しての説明

・身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

・また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

(3) 記録と再検討

・専用の様式を用いて、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は 5 年間保

存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

（４）拘束の解除

・（３）の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、家族等に報告します。

・なお一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族等に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

（利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針）

第６条 当該方針は、事業所内に掲示等を行い、利用者及び家族等、すべての職員がいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

（その他虐待防止及び身体拘束の適正化の推進のために必要な基本方針）

第７条 第３条に定める研修のほか、市町村等が実施する研修に参加し、利用者の安全と人権を擁護できるよう研鑽を図ります。

附則

この方針は、令和４年４月１日から適用する。

この方針は、令和７年１０月１日から適用する。